参議院議員選挙における合区の解消について

中国部会提出 説明担当 鳥取市

従来の参議院の選挙区制度は、都道府県を単位とする地方自治の下で集約された住民意思が、国の意思決定に結びついていく合理的な民主主義の制度であり、多様な地方の意見を適切に国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、1票の格差の是正のためとして、平成28年から参議院議員選挙で 導入された、合区という都道府県単位で議員を選出することができない選挙制 度は、その機能を失わせている。これは、都道府県単位で育んできた民主主義 と地方自治を崩壊させるものであると言わざるを得ない。

令和元年7月の参議院議員選挙において、鳥取市における投票率は44.98%と、全国平均48.80%を大きく下回り、過去最低を更新する結果となったこと、また、鳥取県と島根県が初めて合区となった前回の参議院議員選挙の投票率52.33%から一段と低下したことは、その証左である。

今回の選挙では、比例代表選挙において「特定枠」を設け、「各都道府県の 代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたが、こ れは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度 ではない。

現在のところ、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後、 大都市と地方の人口格差がさらに拡大し、合区対象県が増えることは容易に想 定されるところである。

3年後の参議院議員選挙までには、我が国の民主主義と地方自治を守るため、 憲法改正等を含め、投票価値の平等との調和を図った上で選挙制度を抜本的に 見直す「合区の確実な解消」を強く求める。